

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備
(3 系統目) が設置期限内に完成しないことに係る原子力規制委員会への文書の提出について

2025 年 8 月 28 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備 (3 系統目) が設置期限^{※1} 内に完成しないことについて、2025 年 2 月 27 日に発電用原子炉設置許可に係る工事計画変更届出を原子力規制委員会へ提出しております。

(2025 年 2 月 27 日お知らせ済み)

当社は、本日、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備 (3 系統目) が設置期限内に完成しないことへの対応として、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の原子炉施設の冷温停止状態を継続することについて、原子力規制委員会へ文書を提出^{※2}いたしました。

当社は、引き続き、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、特定重大事故等対処施設等の完成に向けて、安全最優先で進めてまいります。

※1 設置期限 2025 年 10 月 13 日

※2 2019 年 10 月 16 日に原子力規制庁より示された「特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について (その 2)」に準じて、原子力規制委員会に提出するもの。

【添付資料】

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

以 上

原管発官 R7 第 136 号

令和 7 年 8 月 28 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機の特定重大事故等対処施設等が
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施設及び常設直流電源設備（3 系統目）（以下「特重施設等」という。）が法定の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別 紙 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 特重施設等設置に係る対応

以 上

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 特重施設等設置に係る対応

1. 特重施設等の設置に係る対応

柏崎刈羽原子力発電所第7号機は、2011年8月23日より第10回定期検査を開始しており、現在、原子炉は「柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定」に定める冷温停止である。経過措置期間が満了する日以降も原子力規制委員会による特重施設等の使用前確認を受けるまでの期間、冷温停止状態*を継続する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
7号機 第10回定期検査	2011.8.23	2025.10.13

* 柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定に定める原子炉の状態が「冷温停止」又は「燃料交換」

以 上